

令和2年度佐賀県相談支援従事者研修事業 募集要項

1 目的

県では、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービス（保健、医療、福祉、就労、教育等）の総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援に従事する者の資質向上等を目的として、相談支援従事者研修を実施しています。

当該研修を円滑に実施するため、「令和2年度佐賀県相談支援従事者研修」業務の委託事業者を募集します。

2 業務委託に係る仕様

業務委託の仕様は、別添1「令和2年度佐賀県相談支援従事者研修事業 業務仕様書」のとおりとします。

3 委託条件等

- (1) 委託期間 契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで
- (2) 委託料上限額 4,808千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 参加要件

次の要件を全て満たし、佐賀県内に事務所を有する法人とします。

なお、(7)については、必要に応じて警察本部に照会する場合があります。

- (1) 平成30年度～令和元年度において、障害児（者）の支援に関する研修会、講演会等の実績があり、運営に関するノウハウを持っていること
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としていないこと
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（破産等により入札参加資格がないこと、契約の不履行や入札等で不正行為がないこと等）に該当しないこと
- (5) 佐賀県物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年4月30日施行）に基づく指名停止期間中でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に

掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (8) 本業務の実施にあたって、県の要求に応じて適時佐賀県庁に来庁し、対応できる体制を整えていること。

5 公募スケジュールと内容

(1) 質問受付

受付期限 令和2年3月31日（火）17時まで

受付方法 電話又は電子メール

電話の場合は、上記の受付期限までの平日・毎日9時～17時とします。

(2) 申込書の提出

提出期限 令和2年4月3日（金）17時 必着とします。

提出方法 郵送または持参

提出書類 以下のア～の書類一式を1部

ア 事業受託申込書（様式1）

イ 事業実施に係る見積書（様式2）

ウ 法人に関する調書（様式3）

エ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式4）

オ 障害児（者）の支援に関する研修会、講演会等の実績調書（様式5）

カ 定款、規約等

キ 登記事項証明書の写し

(3) 審査

上記(2)の申込書内容を別添2による審査基準に照らして審査を行います。申込者が複数あった場合は、最も適切と判断した申込者を契約の相手方として決定します。

審査の結果は、全ての申込者に文書で通知します。

(4) 留意事項

受託申込書は申込者1者につき1通のみ受け付けるものとし、提出期限後の差し替え及び撤回は認めません。また、提出書類は返却しません。

虚偽の記載をした受託申込書は無効とします。

前記資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した受託申込書は無効とします。

受託申込書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。

提出書類に関して、提出後、確認や書類の追加を依頼することがあります。

6 契約締結の手続き

県は、上記5(3)の審査の結果、契約の相手方を決定したときは、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

7 問い合わせ先、事業受託申込書提出先

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課(地域生活支援担当)

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59(佐賀県庁新館3階)

電話：0952-25-7064 FAX：0952-25-7302

E-mail：shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp